

部活動等の在り方に関する方針

県立真和志高等学校

本方針は、「部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」の3つの柱①適切な部活動の在り方の推進、②休日の地域部活動移行に向けた体制整備、③暴力・暴言・ハラスメントの根絶に則り、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校・地域・競技種に応じた多様で最適に実施されることを目指す。

適切な部活動の在り方

1 部活動の在り方及び運営

- ・子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、子どもの人格を尊重し、意思や成長を優先的に考えなければならない。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として、合理的かつ効率的に取り組む。
- ・校長は、各部の活動内容を把握するとともに、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適切な数の部活動を設置するなど、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な指導の実施

- ・部活動の指導においては、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らない指導を心がける。
- ・生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶の取組を徹底する。
- ・専門的知見を有する保健体育教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における身体の状態等に関する正しい知識を得た上での指導を行う。

3 適切な活動時間・休養日の設定

- ・休業日は週当たり2日以上（平日1日、週末1日）。活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的な活動を行う。（平日2H、休日3Hは、小中学校に準じたもの）
- ・学校の実態により多様な活動が行われていること、競技種目や芸術文化の各分野によって様々な活動形態が考えられることを考慮する。
- ・天候の変動により生徒の安全を確保できない場合は活動中止や延期、計画の見直し等、適切に対応。

◎運動・文化部活顧問が行うこと

- 1 年間活動計画の周知（活動日、休業日及び参加予定大会日程等）
- 2 毎月の活動計画及び活動実績の周知
（活動日時における練習メニュー、場所、安全な活動留意点、休業日及び大会参加日程）

◎校長が行うこと

活動方針及び上記活動計画を学校ホームページへの掲載等により公表する

本校内規 VI諸会則[1]生徒会会則 第8節 部 より抜粋

第70条 部は同好の会員の自主的活動を通して各個人の社会性の形成、個性の伸長、余暇の利用、創造性の養成、健康の保持増進を目的とする、

第71条 部は同好の会員で構成し、顧問教師の指導のもとに次の事項を厳守して活動する。

- 1 部活動時間は原則として19時15分までとし、完全下校19時30分を厳守する。
- 2 部活動は原則としてテスト1週間前よりテスト終了の前日までその活動を中止する。
- 3 合宿は年1回、最大日数は6泊7日とし、合宿場所は原則として本校とする。

原則活動日(例) ○＝活動日 △＝保護者及び学校長承認許可活動日 休＝休日

休養日 活動時間	平 日					週 末	
	月	火	水	木	金	土	日
	休	○	△	○	○	△	休
	0	2:30	0~2:30	2:30	2:30	0~4:00	0

※毎週水曜日ノ一残業デー、毎月第3日曜日家庭の日

※休養日等の変更の際は保護者の承諾を得る。